

環境こだわり農産物認証制度における現地確認方法の変更について

環境こだわり農産物の現地確認とは？



環境こだわり農産物の収穫の前に、生産者から出される認証申請にもとづき、「申請された品目を、申請どおりの面積で栽培しているか、看板を設置しているか」、県がほ場を確認しています。

この現地確認と書類審査の結果、県が認証した農産物が「環境こだわり農産物」として出荷されます。

現地確認の現状

平成13年度の認証制度発足から20年を経過し、水稻における環境こだわり農産物の栽培面積は全体の44%と概ね半分に達しています。

生産者においては、こだわり栽培技術の習熟度が進み、生産計画作成や認証申請までの一連の手続きについての理解も進んでいると考えています。

これらを反映して、近年の現地確認において、「適切でない農業排水管理があった」、「再三の指導にもかかわらず看板を立てない」など「不適」と判断された事例は極めて少なく、令和元年度と令和2年度に、「不適」とされたほ場はありませんでした。

このように、環境こだわり農業は、農業者のみなさんがその主旨を理解し、ルールを守って主体的に取り組んでいただいています。

令和5年度以降の変更点

【現状】

- 全農家を調査
- ほ場は抽出
- 調査ほ場数は、農家ごとのほ場枚数の5%とする。
(ただし、1農家1ほ場以上)



【令和5年度以降】

- 全農家を調査
- ほ場は抽出
- 調査ほ場数は、1農家1ほ場以上とする。
→ほ場枚数の5%を廃止

- 確認対象ほ場は県が任意で選び、生産者に「どのほ場を確認するか」をお知らせしません。
- 書類審査はこれまでと同様全筆分を確認します。
- 不適事例防止のチェック機能を設けます。

前年度「不適」ほ場があった場合、現地確認において「不適」ほ場が見つかった場合や、不適切な栽培管理等に関する疑義情報が寄せられた場合には、当該生産者の全てのほ場を確認します。

- 令和4年度は試行的に実施し、評価を行った上で、令和5年度から本格導入を行います。

これにより、制度の信頼性を保ちつつ、目標とする環境こだわり米の作付面積割合 50%以上を目指して、環境こだわり農産物栽培面積の一層の拡大に努めます。